

日本キャリア教育学会認定キャリア・カウンセラー倫理綱領

前文

日本キャリア教育学会認定キャリア・カウンセラー（以下、認定キャリア・カウンセラー）は、本学会に属し、進路指導及びキャリア・カウンセリングについて一定の学識と技能を有し、生徒、学生、成人のキャリアの方向づけや進路の選択・決定に助力し、キャリア発達を促進することを専門領域とするカウンセラーである。学会員として、日本キャリア教育学会倫理綱領に則って行動するとともに、進路やキャリアの問題に関わる専門家としての倫理を自覚し、誠実に活動しなければならない。認定キャリア・カウンセラーがこの綱領に則って活動することを誓い、以下の条項を定める。

（使命）

第1条 認定キャリア・カウンセラーは、進路指導及びキャリア・カウンセリングを通して、国民の教育労働、福祉の向上に貢献することを使命とする。

- (2) 認定キャリア・カウンセラーは、生徒、学生、成人のクライアントや対象者に個人的な考え方を押しつけることなく、また進路及びキャリアに関する主体的な選択を損なわないよう配慮し、健全なキャリア発達を促進する。

（責任）

第2条 認定キャリア・カウンセラーは、進路指導及びキャリア・カウンセリングの専門家としての自覚をもって活動を行い、その結果に対して責任を負う。

- (2) 認定キャリア・カウンセラーは、進路指導及びキャリア・カウンセリングの専門家としての言動に対して責任を負う。

（研鑽の義務）

第3条 認定キャリア・カウンセラーは、進路指導及びキャリア・カウンセリングの専門家としての使命と責任を全うするため、自己研鑽を積み、必要とされる能力の向上に努める。

- (2) 必要とされる能力とは、「カウンセリングに関する理論を理解し、活用する能力」「カウンセリング・スキルを活用する能力」「産業・職業の世界を理解し、活用する能力」「学校や組織に働きかける能力」をいう。

（活動の限界）

第4条 認定キャリア・カウンセラーは、自己の有する能力を自覚し、その限界をわきまえて活動を行う。

- (2) 自己の能力の限界や活動範囲をこえる場合には、他の専門家の協力を求め、必要に応じて他の専門家への紹介を行わなければならない。

（守秘義務）

第5条 認定キャリア・カウンセラーは、専門家としての活動上知り得た個人と組織の秘密を厳重に保持し、正当な理由なく他者に漏らしたり、利用したりしてはならない。

- (2) 正当な理由に基づき、クライアントや対象者の同意を得て情報を開示する場合には、関係者の利益及び幸福や福祉が損なわれないよう配慮しなければならない。

（倫理の遵守）

第6条 認定キャリア・カウンセラーは、日本キャリア教育学会倫理綱領及び本綱領を遵守する義務を負う。

（違反への対応）

第7条 認定キャリア・カウンセラーが日本キャリア教育学会倫理綱領及び本綱領に違反したときは、倫理委員会が検討及び処理を行う。

付 則

この綱領は、平成 20 年 10 月 26 日から 1 年間は周知期間とし、平成 21 年 10 月 26 日から施行する。